

金融犯罪対策グローバル方針

特定対象-付録参照、派遣社員およびサプライヤー(ドイツを除く)

1. 目的

次の事柄の確保を目的とします。

- ・ 贈収賄、汚職、マネーロンダリング、脱税、詐欺、テロ資金供与などの金融犯罪には関与せず、また当社の事業やサービスをこうした犯罪を助長するために利用しないこと。
- 金融犯罪の「危険な兆候」リストについて認識していること。

2. 定義

用語	定義
贈収賄や汚職	個人 (公務員、政府職員、または多くの国ではあらゆる個人) の行動に影響を与える目的で、違法または非倫理的に金銭を授受すること。
犯罪資産	犯罪行為によってもたらされた、あるいはその事実が明白である個人的資産で、そのような行為によって得られた利益であることを当該個人が認識、あるいは懐疑している資産を指します。これにはたとえば、資金や品物が犯罪行為から派生したものではないかという疑惑 (例:税関職員への贈賄が行われた後で商品を受け取る)を持ちながら、これらの資金や品物を受け取ることも含まれます。
金融犯罪	贈収賄、汚職、マネーロンダリング、脱税、詐欺、テロ資金供与、およびその他犯罪行為を隠匿 するような違法行為が含まれます。
詐欺	虚偽、虚偽の表明、地位の濫用により、不誠実に利益を得たり、損失を生じさせたりする行為。
高リスクサードパーテ ィー	本方針の解釈においては、下記の項目に該当する JM のビジネスパートナーも高リスクサードパーティーに含まれます。
	• 貴金属などの高リスク品目および精錬などといったサービスの販売や購入 (JM において使用 された卑金属触媒の再利用を除く) に関与している。
	金融犯罪の観点から見て高リスクな行政管轄地域で事業やサービスを展開している。
	• 現金取引、複雑なサプライチェーンや税務処理といった通例的でない難解な取引構造が求められる。
	行動に疑わしいところがある、あるいは金融犯罪のリスクを生み出している。
マネーロンダリング	犯罪収益の発生源を隠蔽し、その収益を合法的な経済活動に導入する行為。マネーロンダリング 犯罪の主なものには「犯罪財産」の取引や、「犯罪財産」の取引や保持のため他者と共謀するこ とがあります。
脱税	故意あるいは不誠実な方法で公表される収支を操作したり、不正な方法で税を逃れること。脱税 行為であることを知りつつ故意にこれを助長すること、脱税を視野に入れて手順を踏むこと、脱 税行為の教唆やほう助、または脱税にかかるカウンセリングや手数料の受領も脱税に含まれま す。
テロ活動への資金供与	テロ活動を目的として利用される、あるいは利用される疑いがあることを知りながら意図的に金 銭やその他の資産を他者に提供する行為を指します。



3. 方針

- 金融犯罪に関与している他者に利する活動、あるいはこの人物を助長し支援する活動に従事しないこと。
- 「危険な兆候」リストを確認すること。
- 金融犯罪発生や予定を事実として知っている、あるいはこれに関して疑念を抱いている場合は法務チームに報告すること。
- 下記のような状況下では、法務チームと連携して金融犯罪デューディリジェンスを実施すること。
 - o 高リスクサードパーティーとの業務提携を開始する時;
 - o 銀行口座、会社名、所有権、拠点、事業内容の種類など、高リスクサードパーティーの情報に何らかの変更があった場合;
 - o サードパーティーが金融犯罪に関与していると疑うに足る理由がある時
- 金融部門は、金融犯罪リスクを緩和するに足る必要最低限の財務管理を確立する必要があります。

4. 例外

本方針に対するすべての例外申請は、倫理およびコンプライアンス・グループ代表 (またはその代理人) による審査を経て承認を受けるものとします。

5. 違反の結果

本方針に違反した場合は、解雇を含む懲戒措置の対象となる場合があります。

6. 参考資料

6.1 関連する方針

- グローバル贈収賄・汚職防止ポリシーGlobal Anti-Bribery and Corruption Policy v1.0 .docx
- 倫理<mark>規範</mark>:正しいことを行う https://matthey.com/about-us/governance/code-of-ethics
- グローバルギフト、ホスピタリティ、慈善寄付に関するポリシーGlobal Gifts Hospitality and Charitable Donations Policy.docx
- グローバルスピークアップ ポリシーGlobal Speak Up Policy v1.0.docx

6.2 関連ガイダンス

- 金融犯罪対策マニュアル 金融犯罪 (sharepoint.com)
- ・ 金融犯罪規制フラグリスト Financial Crime Manual Red flags.pdf (sharepoint.com)
- ・ 金融犯罪 新しい契約ガイダンス Financial Crime Policy Contractual Guidance.pdf (sharepoint.com)

7. 付録

7.1 文責

文書管理における役割	職位
承認者 (GLT スポンサー)	顧問弁護士およびカンパニーセクレタリー
所有者	グループ法律顧問
執筆者	倫理、コンプライアンス&サステナビリティ、法律顧問補佐

7.2 バージョン管理

バージョン	日付	変更点	
1.0	09/11/2022	社員にとって最も重要な情報が強調されるように様式を簡素化	
2.0	23/10/2024	贈収賄、汚職、詐欺が追加されて範囲が拡大され、主な金融犯罪を含むようになりました。	



7.3 方針の対象者

職位	該当の有無	業務関連方針の適用対象
liele	(Y/N)	
管理		
セキュリティ		
IT		
企業行動	Y	役員、マネージャー
財務・経理	Y	GLT、役員、マネージャー、監査役、アナリスト、スペシャリスト、スー
		パーバイザー、会計担当、アドバイザー
人事	Y	GLT、役員
法務・知的財産	Y	GLT、役員、法律担当
プロジェクト管理		
研究開発		
技術部		
EHS		
製造		
サプライチェーン	Y	ディレクター、マネージャー
調達	Y	役員、マネージャー
物流・企画		
品質管理		
営業	Y	役員、マネージャー、アナリスト、スーパーバイザー、セールス担当
総務	Y	GLT、マネージャー